

第2期東大阪市 子ども・子育て支援事業計画 概要版



令和2年3月
東大阪市

1 計画の概要

【基本理念】

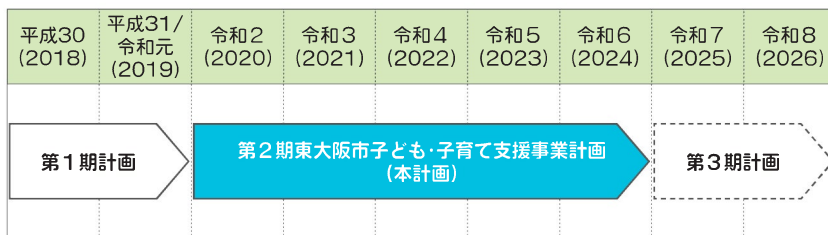
すべての子どもの権利を尊重し、
次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、
子育ての喜びが実感できるまち東大阪

子育ての喜びが実感できる社会、すべての子どもがすこやかに成長し、生きる力や夢を育むことのできる社会の実現のためには、社会全体に子育ての意義が理解され、家庭・地域・企業そして行政が協働し、子育て・子育て環境づくりを推進していくことが重要です。

本市は、これまで第1期計画で掲げてきた理念を継承しながら、本計画においても子育て施策の充実に向けた事業を展開させていくことにより、子育てにやさしいまちとしてのさらなる発展と、一人一人の子どもがすこやかに成長することができる社会の実現を目指します。

2 計画の期間

本計画は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を計画期間として設定します。



3 計画の対象

本計画は、本市に在住する妊婦・12歳未満の子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等、市内の子どもと子育てを支える地域全体を対象とします。

4 計画の基本的な考え方

計画策定における基本的な視点

すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実

- ①「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。
- ②一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。
- ③子育てについて家庭、地域、企業、行政等の社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します。
- ④子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します。

子どもの育ちと子育てに関する理念

社会全体で子どもを育てる

- ①子どもの育ち
成長していく力
周囲の環境に対して自分から能動的に働きかける力
⇒周囲の環境と関わる中で生活に必要な能力等を獲得
- ②子育てとは
子育て＝子どもに愛情を注ぎ、存在に感謝し、子どもの存在に感謝し、親も成長していく過程
⇒保護者の育児の肩代わりではなく、親としての成長の支援、子育てや子どもの成長に喜びを感じられる支援を目指します。
★社会のあらゆる分野における構成員が各々の役割を果たすことが必要

本計画の基本的な考え方

～すべての子どものために～

- ①すべての子どもに良質な成育環境を保障
- ②すべての子どもがすこやかに成長するための支援

施策展開の基本的な考え方

戦略的に取り組むための考え方

- ①幼児期における質の高い学校教育・保育の提供
- ②待機児童の解消
- ③在宅での子育て支援の充実

公立施設の将来像

- ①地域における子ども・子育て支援強化
- ②民間施設との連携の工夫
- ③公の持つ強みに応じた役割再編
- ④要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

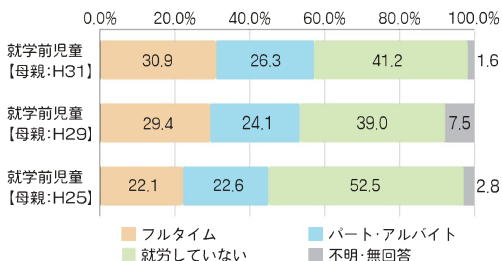
アンケート調査結果等からみえる本市の現状

●母親の就労割合は平成25年の調査と比較して、就労している方の割合が高くなっています。

アンケート調査より、就労状況は特に母親について、平成25年調査(第1期計画策定時調査)と比較すると、「フルタイム」「パート・アルバイト」ともに就労している方の割合が高くなっています。平成29年調査との比較ではおおむね同様の割合となっています。

本市の人口が減少傾向にある中で、平成25年調査と比較すると就労の割合が増加していることから、保育ニーズについても、引き続き一定のニーズ量が予想されます。

■母親の就労状況の経年比較



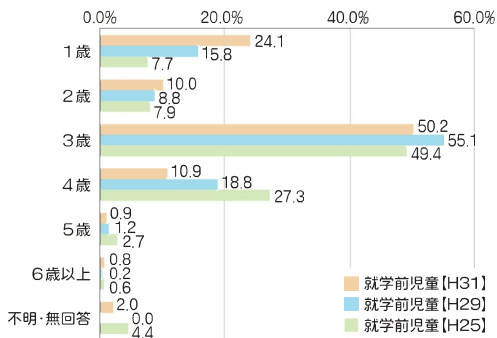
資料:アンケート調査

●利用を開始したい子どもの年齢は低年齢化がみられ、1歳の利用意向が年々高まっています。

現在、定期的な教育・保育施設を利用していない方のうち、「子どもが小さいため」と回答した方について、子どもが何歳くらいになったら利用を希望するかでは、「3歳」が最も高い割合となっているものの、「1歳」についての割合は、平成25年調査より16.4ポイント高い24.1%となっています。

また、妊婦、産婦を対象とした調査でも、「1歳くらいから認定こども園や保育所に預けたい」の割合がそれぞれ最も高くなっており、3号認定の利用希望の高まりが予想されます。

■子どもが何歳くらいになったら教育・保育施設等の利用を希望するか



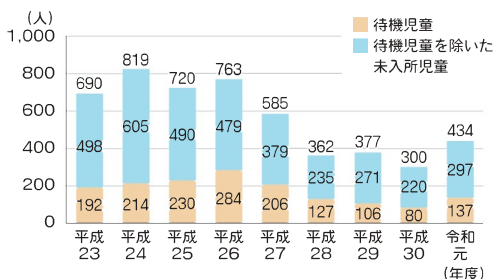
資料:アンケート調査

●待機児童は平成30年度にかけて減少傾向にあるものの、令和元年度で137人となっています。

本市の待機児童の状況は、平成23年度から平成26年度にかけて増加傾向にあり、平成26年度で284人と過去9年間で最も多くなっています。その後減少に転じ、平成30年度に80人まで減少しましたが、令和元年度には再び増加し、137人となっています。

また、未入所児童は平成24年度で819人が過去9年間で最も多く、増減はあるものの平成30年にかけて増減を繰り返しながら減少傾向となっています。令和元年度には再び増加し、434人となっています。

■未入所児童数の推移



資料:東大阪市

5 第1期計画の振り返り

(1) 幼児期における質の高い学校教育・保育の提供

◆認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等との連携強化

平成31年4月から小中一貫教育がスタートし、より一層幼児期からの連続した教育が求められる中、幼児期の質の高い学校教育・保育の提供に向けて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校との連携がさらに重要となっています。

幼児期から学童期まで連続性のある教育が提供できるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を基に、接続イメージの共有化を図るためのポスター等を作成しました。また、校種を超えて研修に参加できるように校種間で研修情報を共有したり、民間施設とも情報共有を行うことで学ぶ機会を増やし、市内の子どもに関わる教員等がともに質の向上を図れるよう、進めてきました。

◆巡回支援事業の実施による質の向上

保育事業者への巡回支援事業は、小規模保育施設や認可外保育施設を対象に保育事故防止に関する助言や日常の保育についての助言等を実施するため、平成30年度から実施してきました。平成30年度は保育士、管理栄養士がそれぞれ1名での体制でしたが、令和元年度からそれぞれ2名体制として体制の強化を図り、質の高い学校教育・保育の提供の実現に努めてきました。

企業主導型保育施設は市内に35施設あり、多様な就労形態に対応する保育サービスの提供を行っています。企業主導型保育施設に対しても、質の向上のため巡回支援事業を実施してきました。

◆特定教育・保育施設の改修

安全で安心した環境で学校教育・保育ができるよう、老朽化・耐震化施設の整備を行ってきました。引き続き、老朽化している施設や耐震基準に満たない施設を中心に建て替えや改修等の対応を図ることが重要となります。

◇評価と課題

住民ニーズに沿った多様なサービスを提供できるよう、引き続き企業主導型保育施設等の多様な主体の参入促進を図る必要があります。新たに保育事業に参入する事業者に対し、巡回支援事業や指導・監査体制を充実させ、乳幼児における質の高い学校教育・保育の提供の実現に向けて推進することが重要となります。

(2)待機児童の解消

◆特定教育・保育施設等の整備

本市の待機児童は、第1期計画を策定した平成26年度まで増加傾向にありましたが、平成27年度から合計36施設(認定こども園:11園、小規模保育施設:18園、老朽化に伴う民間保育施設の増改築:7箇所)の整備を行い、待機児童の解消に努めてきました。

また、小規模保育施設の整備を推進するにあたり、卒園後の連携施設の確保が課題となっておりましたが、令和2年度に岩田幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行することで小規模保育施設の連携施設を確保することができ、令和元年度に2園の整備を行いました。

◆保育人材の確保と育成

保育ニーズの高まりに対応できるだけの保育人材の確保については、保育人材マッチング事業や子育て支援員養成研修、処遇改善等を実施していますが、依然として大きな課題となっています。こうした状況から、令和元年度より「東大阪市保育士宿舍借り上げ支援事業」や「東大阪市保育補助者雇上強化事業」「東大阪市保育体制強化事業」を新たに実施しています。

◇評価と課題

施設整備を進めてきたことにより、待機児童数は着実に減少しています。平成30年に整備した施設が令和2年度より開園されることから、令和元年は一時的に待機児童が増加しましたが、本計画期間中に待機児童は発生しない見込みです。

一方で、保育人材の不足は大きな問題となっており、一時預かり事業等にも影響が出ています。

引き続き、待機児童の解消に向けて、保育人材の確保を進めるとともに、民間事業者等の多様な主体が参入できるよう各事業を展開していくことが重要となります。



(3)在宅での子育て支援の充実

◆子育て支援拠点事業の充実

在宅で子育てをする方の孤立防止や子育て負担の軽減に向けて、乳幼児及びその保護者が気軽に集い、情報交換や相談ができる場として、地域子育て支援拠点事業を実施してきました。

つどいの広場は、平成27年度にA地域に、平成30年度にD地域にそれぞれ1箇所開設し、令和元年度時点で18箇所にて実施しています。

子育て支援センターについては、平成29年度に布施地区に1箇所開設し、令和元年度時点で6箇所にて実施しています。また、A地域へ新たに子育て支援センターの整備を計画しており、本計画期間中の開設を目指しています。

在宅子育て家庭の座談会において、子育て支援センターやつどいの広場が普段の情報収集先や相談先、普段利用している施設として活用されているという声も多く、引き続き多くの方が安心して子育てをすることができるよう、事業の充実を図ります。

◆安心して子どもを預けられる支援

一時預かり事業について、利用を希望する方が利用できるよう、特定教育・保育施設以外での事業の拡充を図り、平成30年度からつどいの広場でも事業を開始しました。

ファミリー・サポート・センター事業については、利用したい保護者のニーズに対して、一定数の供給ができています。

(4)その他

病児保育事業について、平成30年度に1箇所閉鎖しており、病後児保育施設についても、看護師及び保育士の不足により休室中となっています。

◆評価と課題

つどいの広場等においては、利用している子どもの低年齢化がみられるため、乳幼児やその保護者にとって利用しやすい施設整備・運営をしていくことが重要となります。

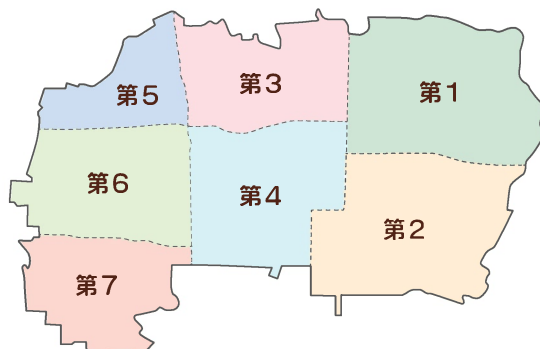
在宅で子育てをしている方の情報元として、つどいの広場や子育て支援センター等が大きな役割を担っていることがわかりました。広報誌や子育てアプリについては、活用している方とそうでない方がおり、周知とよりわかりやすい情報発信の方法を検討することが課題となっています。

また、在宅子育て家庭の座談会において、自分が子どもをみられないときの対応として、「家族に預ける」という回答が多く、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業を利用したことがない方の理由としては、「事業を知らない」「不安だから」という意見もあり、事業の周知や安心して利用できる体制の充実が重要となります。

6 就学前の学校教育・保育の提供区域の設定

提供区域の設定の考え方

提供区域は、教育・保育の需要量の変化に対して、できる限り柔軟に対応ができるように、第1期計画を踏襲して、下図の第1整備圏域から第7整備圏域までの7つの整備圏域を設定します。



提供区域	中学校区・義務教育学区
第1整備圏域	石切・孔舎衛
第2整備圏域	池島学園・縄手・縄手北・くすは縄手南校・枚岡
第3整備圏域	盾津・盾津東
第4整備圏域	英田・玉川・花園・若江
第5整備圏域	楠根
第6整備圏域	意岐部・小阪・新喜多・高井田・長栄・布施
第7整備圏域	柏田・金岡・上小阪・長瀬・弥刀

7 就学前の学校教育・保育の需要量と供給体制について

(1) 就学前の学校教育・保育の認定区分

■就学前教育・保育の量の認定区分

認定区分		提供施設
1号認定	満3歳以上の、就学前の子ども (下記の2号認定の児童を除く)。	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により保育を必要とする、就学前の子ども。	保育所、認定こども園 地域型保育事業
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により保育を必要とする、就学前の子ども。	

(2) 就学前の学校教育・保育の必要見込み量と供給量等

◆利用実績の把握等については「中学校区・義務教育学校区」とし、整備にあたっては、整備圏域を基準とします。

就学前児童の教育・保育を算出するにあたり、アンケート調査を踏まえて、国の手引き書に基づき、家庭ごとの潜在的ニーズを勘案し、算出しました。

平成25年調査と平成29年調査、平成31年調査を比べて、共働き家庭が著しく増加していたことから、本市独自の推計方法として、保護者の就労状況の変化を勘案し試算しています。

■ 3～5歳児の就学前教育・保育の必要量と供給量

単位:人

3～5歳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 号 認 定	需要量[a1]	4,230	4,124	4,051	3,982	3,921
	供給量[b1]	6,210	6,212	6,212	6,212	6,212
	過不足[c1]=[b1]-[a1]	1,980	2,088	2,161	2,230	2,291
2 号 認 定	需要量[a2]	5,377	5,239	5,146	5,058	4,980
	供給量[b2]	5,452	5,493	5,476	5,476	5,388
	過不足[c2]=[b2]-[a2]	75	254	330	418	408
需要量の合計[A]=[a1]+[a2]		9,607	9,363	9,197	9,040	8,901
供給量の合計[B]=[b1]+[b2]		11,662	11,705	11,688	11,688	11,600
児童数		10,202	9,943	9,767	9,601	9,451
利用率		94.2%	94.2%	94.2%	94.2%	94.2%

■ 0歳児の就学前教育・保育の必要量と供給量

単位:人

0歳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3 号 認 定	需要量	745	750	756	758	762
	供給量	853	824	818	818	818
	過不足	108	74	62	60	56
児童数		3,217	3,140	3,067	2,988	2,910
利用率		23.2%	23.9%	24.6%	25.4%	26.2%

■ 1・2歳児の就学前教育・保育の必要量と供給量

単位:人

1・2歳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3 号 認 定	需要量	2,955	2,989	2,992	2,990	2,980
	供給量	3,119	3,141	3,078	3,001	3,001
	過不足	164	152	86	11	21
児童数		6,571	6,495	6,357	6,207	6,055
利用率		45.0%	46.0%	47.1%	48.2%	49.2%

8 地域子ども・子育て支援事業

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業区分	提供区域	考え方
時間外保育事業(延長保育事業)	市域全体	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
留守家庭児童育成事業	小学校区	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、小学校区を基準とします。
子育て短期支援事業(ショートステイ)	市域全体	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	整備圏域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、整備圏域を基準とします。
一時預かり事業	市域全体	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
病児保育事業		
ファミリー・サポート・センター事業		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
妊婦健診事業		
利用者支援事業		

(1)留守家庭児童育成事業

留守家庭児童育成事業

- ≪対象≫ 小学生(1～6年生)
 ≪事業内容≫ 労働等により昼間家庭にいない保護者をもつ児童を預かり、放課後に小学校の余裕教室等を利用して児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図ります。
 ≪実施場所≫ 市立小学校内

■留守家庭児童育成事業の需要量と供給量

単位:人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	1年生	1,661	1,627	1,580	1,550	1,504
	2年生	1,074	1,050	1,020	1,002	972
	3年生	961	945	917	897	877
	低学年	3,696	3,622	3,517	3,449	3,353
	4年生	476	454	448	439	423
	5年生	228	225	219	201	208
	6年生	107	102	100	97	94
	高学年	811	781	767	737	725
需要量計[a]		4,507	4,403	4,284	4,186	4,078
供給量(定員)[b]		4,274	4,274	4,274	4,274	4,274
過不足[c]=[b]-[a]		▲233	▲129	▲10	88	196

※供給量(定員)は留守家庭児童育成クラブ専用教室の定員を記載しています。待機児童の対策として実施する、学校の余裕教室の利用によって増加する定員は、年度ごとに異なるため含んでいません。

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業

【子育て支援センター】

- 《対象》 就学前児童とその保護者
- 《事業内容》 公共施設や保育所(園)等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施します。
- 《実施場所》 6施設で実施

【つどいの広場】

- 《対象》 就学前児童とその保護者
- 《事業内容》 主に乳幼児とその保護者が、いつでも気軽に参加できる交流の場を提供します。
- 《実施場所》 18施設で実施

地域子育て支援拠点事業の令和6年度までの状況をみると、市域全体では現在の需要量に対して供給量が上回っていますが、整備圏域別の詳細をみると需要量が現在の供給量を上回っている地域があり、整備圏域別の拠点機能の充実が課題となっています。

本計画期間中に子育て支援センターが設置されていない第1整備圏域において新たに子育て支援センターを開設し機能の充実を図るとともに、既に設置されている地域では既存の社会資源を有効活用し、拠点機能の充実を図っていきます。(令和4年度に開設予定)

利用者支援事業とも連携し、支援を必要とするニーズに対応できるよう、在宅支援の充実を図っていきます。

■地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量

単位:人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	98,521	96,981	94,857	92,552	90,237
供給量[b]	101,602	101,602	111,325	111,325	111,325
過不足[c]=[b]-[a]	3,081	4,621	16,468	18,803	21,088



(3)一時預かり事業

一般型

【就労型】

- 《対象》 主に就労している方で、認定こども園や保育所(園)に入所できない子ども
- 《事業内容》 主に就労しているが認定こども園や保育所(園)に入所できない場合や不規則の就労に対応して、保育を実施します。
- 《実施場所》 認定こども園、保育所(園)

【リフレッシュ型】

- 《対象》 主に在宅で子育てされている方とその子ども
- 《事業内容》 リフレッシュや通院等が目的の一時的な預かりに対応します。
- 《実施場所》 認定こども園、保育所(園)

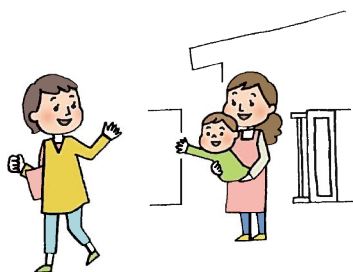
ニーズ量に対応した事業の提供体制は整っていますが、昨今の保育士不足により、職員体制が十分にとれず、提供体制を縮小している傾向があります。今後は、安定して事業を実施するために、人材確保に向けた取組を継続及び研究し、より効果的な取組を実施し、保育士の確保を推進します。

また、第1整備圏域に新たに整備される子育て支援センターにおいて、一時預かり機能を付加させることで、供給量の拡充を図ります。

■一時預かり事業(一般型)の需要量と供給量

単位:人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]		62,804	62,352	60,649	59,026	57,205
供給量[b]		94,800	94,800	97,200	97,200	97,200
既存分	民間施設	62,400	62,400	62,400	62,400	62,400
	公立施設	32,400	32,400	32,400	32,400	32,400
新規拡充分				2,400	2,400	2,400
過不足[c]=[b]-[a]		31,996	32,448	36,551	38,174	39,995



(4)利用者支援事業

利用者支援事業

《事業内容》 子どもまたはその保護者の身近な場所で、就学前の学校教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

保護者等のニーズを把握し、当事者の目線に立って、最適な子育て支援に係る施設や事業等を提案して円滑な利用の手助けをする役割を担う、コーディネーターが必要であるとの考えから、専門の支援員「子育てサポーター」を配置しています。

今後は、子育て世代包括支援センターにおいて、各種サービスに関する相談・助言等、また、利用者支援事業や各種関係機関との連絡調整等をさらに強化し、相談支援を充実させます。

■利用者支援事業の需要量と供給量

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	4	4	4	4	4
供給量[b]	4	4	4	4	4
過不足[c]=[b]-[a]	0	0	0	0	0



9 就学前の学校教育・保育の一体的提供及び 学校教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 就学前の学校教育・保育の一体的な提供に向けての質の向上

◆ 幼児期における質の高い学校教育・保育の提供

これまで、学校教育・保育の一体的な提供の推進に向けて、幼保連携型認定こども園の整備や待機児童が多い0歳から2歳の定員を増やすために小規模保育施設の整備を進めるなど、市内の認可保育施設を大幅に増やしてきました。また、平成28年度から企業主導型保育事業が導入され、認可外保育施設の数も伸びてきています。

幼児期は、今後の生活や学びの基礎となる時期であり、人間形成においても重要な時期です。増加する外国籍の子どもや特別な支援を必要とする子どもへの配慮も含め、保護者の様々な教育・保育のニーズを実現するために、子ども一人一人の成長や発達に即した丁寧な教育・保育の提供に努め、子どものすこやかな発達を保障することを目指します。

今後、本市の教育・保育の質の向上に向けて、巡回支援事業や研修、幼児教育アドバイザーの活用を行うとともに、さらなる学校園等の連携強化に努めていきます。

● 就学前の学校教育・保育の質の向上と質の保障に向けた取組

主な事業	概要
巡回支援事業	巡回保育士による施設のフォロー等を通して、保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整備します。
認可保育施設の職員向け研修	認定こども園・保育所・小規模保育施設において、保育に従事する職員の資質の向上を図るための研修を実施します。
認可外保育施設の職員向け研修	認可外保育施設において、保育に従事する職員の資質の向上を図るための研修を実施します。
幼児教育アドバイザーの育成と活用	認定取得者の育成システムを検討します。また、幼児教育アドバイザーの必要性・重要性を発信し、幼児教育アドバイザー認定取得に向けて、研修への参加を促します。市内の就学前教育施設等を巡回したり、教育内容や指導方法、環境の改善等について園内研修を通して助言したりするなど効果的な活用方法を検討します。
学校園等の連携強化	就学前教育・保育と学校教育との滑らかな接続がさらに求められていることから、就学前教育・保育からの「学びと育ちの連続性」を意識した学校園間の取り組みの情報収集や情報発信の在り方を検討し、さらなる学校園等の連携強化を図ります。

● 安全で快適な学校教育・保育環境の確保

主な事業	概要
学校教育・保育施設の老朽化対策	耐震基準を満たしていない施設や修繕が必要な施設等に対して、安全かつ快適な環境を提供するため、計画的に良質な学校教育・保育環境を整備します。

(2) 保育人材の確保

待機児童の解消や各種サービスの質の向上については、保育人材の確保が喫緊の課題となっており、人材の確保や育成に向けた取組が重要となります。保育士資格・幼稚園教諭免許等を有する市民や、保育事業等に就職を希望する方に対して積極的に就業支援し、保育人材の確保に努めます。また、資格や免許を持たない方に対しても、取得のための支援を通して、保育人材の育成を行います。

●人材確保に向けた取組

主な事業	概要
保育のお仕事 合同説明会	潜在している保育士等や保育士課程・幼稚園課程を卒業予定の学生を対象に、市内認定こども園、保育円への就労につながるように、就職合同説明会を実施します。
東大阪市保育 体制強化事業	民間保育所等に対し、清掃等保育の周辺業務を行う保育支援者を配置した費用の一部を補助することで、保育士の負担軽減を図ります。
東大阪市保育士 借上げ支援事業	民間保育所等に対し、採用後10年以内の保育士のために借上げ支援を行う際、その費用の一部を補助することで、保育士の確保を図ります。
東大阪市保育 補助者雇上 強化事業	民間保育所等に対し、保育士の補助を行う保育補助者を雇い上げた費用の一部を補助することで、保育士の負担軽減を図ります。
東大阪市運営費 補助事業	民間保育所等が市算定保育士等配置基準を超えて保育士等(最大2人分)を雇い上げた費用の一部を補助する「保育特別対策費補助」と、保育士等の処遇改善を行うために給与に上乗せして手当を支給した費用の一部を補助する「人件費加算手当補助」の2種類の補助を行うことで、保育人材の確保を図ります。

●新たな資格・免許の取得、保育人材の育成

主な事業	概要
保育士資格・幼稚園 教諭免許取得支援事業	保育士資格または幼稚園教諭免許の取得のため、指定保育士養成施設または大学において必要な教科目・単位を取得するための受講料について、対象施設の職員に対し補助を行います。
子育て支援員 研修	保育の多様な担い手確保を目的として、認定こども園、保育所(園)等で保育士に代わって働くことができる子育て支援員を養成するための研修を実施します。

**第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画
概要版**

令和2年3月発行

発行：東大阪市

編集：東大阪市子どもすこやか部子ども子育て室施設指導課
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL:06-4309-3201(直通) FAX:06-4309-3817